

5 医 務 第 577 号

5 医 安 第 560 号

令和 5 年 5 月 31 日

各保健所設置市長殿

愛知県保健医療局長

(公 印 省 略)

愛知県医療機能情報提供制度実施要領の一部改正について（通知）

現在、本県が運営している医療・薬局機能情報公表システムは、全国統一システムへの移行が進められており、令和 6 年度から公開する予定です。医療・薬局機能情報公表システムへの登録施設の皆様には、令和 5 年 6 月 25 日（薬局開設者については、令和 5 年 6 月 23 日）までに G-M I S 新規ユーザ登録画面を用いた登録申請に御協力いただいているところです。

この登録申請に使用している G-M I S 新規ユーザ登録画面は入力期限終了後に一旦閉鎖され、令和 5 年 11 月までは入力できなくなります。その期間に新規開設した施設について、令和 5 年 11 月以降に県が代理で G-M I S 新規ユーザ登録を行うため、登録に十分な情報を収集するために、下記のとおり改正し、令和 5 年 6 月 1 日から適用することとしました。

本通知について御承知くださるとともに、貴市管内の医療提供施設に対する指導の参考にしてください。

なお、公益社団法人愛知県医師会会長、一般社団法人愛知県歯科医師会会長、一般社団法人愛知県病院協会会長、一般社団法人愛知県医療法人協会会長、公益社団法人愛知県助産師会会長及び一般社団法人愛知県薬剤師会会長には、別に通知しました。

記

別紙様式「医療機能情報報告書」の改訂。

担当 健康医務部医務課

医療指導グループ

電話 052-954-6275 (ダイヤル)

担当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

電話 052-954-6303 (ダイヤルイン)